

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第 号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成26年神奈川県規則第110号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第1号中「同条第2項」を「同条第2項第1号」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 省令第49条第2項第3号の規定により知事が定める書類は、前項第2号及び第3号に掲げる書類とする。

第2条の表中「及び第64条第1項」を「、第53条第3項第1号イ及び第61条」に、「部分（建築基準法）」を「部分（同法）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。